川西町商工会からのお知らせ

令和２年 10 月１日より、奈良県最低賃金が時間額８３８円に改正されます。

（現行の８３７円より１円ＵＰ⬆）

最低賃金制度は、労働者の労働条件の重要な役割を果たしておりますので、

ご確認のほどよろしくお願いします。

必ずチェック！最低賃金

奈良県最低賃金		時間額　８３８円 （令和２年１０月１日発効）
（※1）特定最低賃金	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額　８９７円 （令和元年１２月２５日発効）
	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額　８８２円 （令和元年１２月２５日発効）
	奈良県自動車小売業最低賃金	時間額　８８４円 （令和元年１２月２５日発効）
	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金 （※2）時間額については、奈良県最低賃金が適用されます。	日　額　6,５２７円 （平成元年１月２５日発効）

- 奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ただし、特定の産業には特定最低賃金（※１）が定められており、両方の最低賃金が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を１か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

奈良労働局賃金室　０７４２－３２－０２０６

川西町商工会　℡44-0480